

意見書案第11号

外国人や外国法人等による政治資金パーティー券の購入を規制する法整備の着実な推進を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年6月14日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	月本琢也
	〃	三宅隆介
	〃	吉沢章子
	〃	飯田満
	〃	三浦恵美

外国人や外国法人等による政治資金パーティー券の購入を規制する法整備の
着実な推進を求める意見書

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治資金の収支の公開などを通して政治活動の公明と公正を確保することで、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。

同法第22条の5においては、政治が外国勢力の支配や干渉を受けることを防止するために外国人や外国法人等からの寄附を禁止している一方、同法第8条の2においては、政治資金パーティーに関して、外国人や外国法人等によるパーティー券の購入を禁止していない。

現行法は、パーティー券の購入費はパーティーへの参加の対価という位置付けになっているため、購入者の国籍の制限が設けられてはいないものの、事実上、政治活動への経済的な支援となっており、本質的な意味合いは寄附と変わらない以上、我が国の政治が外国勢力から支配や干渉を受けることが懸念される。

実際、カジノを含む統合型リゾート（IR）事業をめぐる汚職事件では、現職の国会議員が外国企業に便宜を図る見返りに現金を受け取った収賄等の罪に問われ、現在も係争中である。

国においては、本年5月22日の参議院予算委員会の中で、首相が外国人や外国法人によるパーティー券の購入について、規制の実効性をどう担保するかを検討を含め、対応を考えたいと述べるとともに、今国会の同法改正案をめぐる協議の中でも、付則に外国人や外国法人等によるパーティー券の購入規制を検討すると記載する案が議論されているものの、どのような形で検討が行われるかは依然不透明な状況である。

よって、国におかれては、我が国の主権を守るため、事実上の寄附につながる外国人や外国法人等によるパーティー券の購入について、一定の規制を設ける法整備を着実に進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 宛て

内閣総理大臣

総務大臣